福岡県こども計画策定におけるこどもや子育て当事者等の意見聴取について

1 目 的

- こども基本法第 11 条において、国及び地方公共団体は、こども施策を策定・実施・ 評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取 して反映させるため、必要な措置を講ずることとされている。
- ※ こども基本法(令和4年法律第77号)
 - 第 11 条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども 施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な 措置を講ずるものとする。

2 令和6年度のこども、子育て当事者等への意見聴取

○ 県では、こども計画の策定に当たり、計画の「現状と課題」や「施策の方向」の整理などに活かすため、「基本方向(4つの柱)」「取組事項(中項目)」を単位にテーマを選定して、計画の骨子策定から素案策定段階の7月から10月にかけて、①ワークショップ、②WEB アンケート、③児童福祉施設等への個別聴取を実施。それぞれの概要は以下のとおり。

① こども・若者ワークショップ(令和6年7月実施)

対象者:福岡県在住の小学生・中学生・高校生・若者(18~29歳)・子育て当事者から 公募により選定した30名

内 容:こども計画「取組事項(中項目)」をもとに設定したキーワード群等について、 世代別グループや世代混合のグループで議論。

② WEB アンケート(令和 6 年 9 月~実施中)

対象者:福岡県在住の小学生・中学生・高校生・若者(18~29 歳)・子育て当事者 から各400(計 2,000)サンプルの回収を目標

内容:計画の「基本方向(4つの柱)」をもとに設定した設問に対し、回答を収集。

③ 個別聴取によるこどもの意見聴取(令和6年7月~実施中)

対象者:きめ細かな対応が必要なこども等(各種施設の直接訪問等により、児童福祉 司や施設等職員のサポートのもと、意見聴取)、こどもに関する支援団体(当 事者の意見を代弁してもらい、意見聴取)

内 容:「困ったこと」や「行政に解決してほしいこと」「こども計画に期待すること」等 の問いかけに対して、当事者としての視点から意見を聴取。

3 今後の予定

○ 国の取組を参考に、要約したこどもの意見について、こども計画への反映結果を分類(「反映する」「反映はしないが参考にする」など)し、第3回審議会(専門委員会)の議題とする。